第十二条の次に次の三条を加える。

（複利年金現価率）

第十二条の二　法第二十四条第一項第一号ハに規定する複利年金現価率は、一から特定割合（同項の定期金給付契約に係る予定利率に一を加えた数を給付期間の年数で累乗して得た数をもつて一を除して得た割合をいう。）を控除した残数を当該予定利率で除して得た割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

2　前項に規定する給付期間の年数は、次の各号に掲げる定期金の区分に応じ、当該各号に定める年数とする。

一　有期定期金　定期金給付契約に関する権利を取得した時における当該契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間に係る年数（一年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）

二　終身定期金　定期金給付契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る施行令第五条の七に規定する余命年数（平均余命）

第十二条の三　施行令第五条の七に規定する財務省令で定める平均余命は、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）とする。

（複利年金終価率）

第十二条の四　法第二十五条第一号ロに規定する複利年金終価率は、特定割合（同条の定期金給付契約に係る予定利率に一を加えた数を払込済期間の年数で累乗して得た割合をいう。）から一を控除した残数を当該予定利率で除して得た割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

2　前項に規定する払込済期間の年数は、同項の定期金給付契約に基づく掛金又は保険料の払込開始の日から当該契約に関する権利を取得した日までの年数（一年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）とする。

第五号書式備考四中「生命保険契約又は」及び「に類する共済に係る契約」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第十二条の次に三条を加える改正規定（第十二条の四に係る部分を除く。）は、平成二十三年四月一日から施行する。

（定期金に関する権利の評価に関する経過措置）

第二条　相続税法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第五十二号）附則第二条第三項（定期金に関する権利の評価に関する経過措置）に規定する財務省令で定める軽微な変更は、同項の定期金給付契約に係る次に掲げる変更以外の変更とする。

一　次に掲げる事項の変更その他当該契約に関する権利の価額の計算の基礎に影響を及ぼす変更

イ　解約返戻金の金額

ロ　定期金に代えて一時金の給付を受けることができる契約に係る当該一時金の金額

ハ　給付を受けるべき期間又は金額

ニ　予定利率

二　契約者又は定期金受取人の変更

三　当該契約に関する権利を取得する時期の変更

四　前三号に掲げる変更に類する変更

○財務省令第十五号

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）及び保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十八号）の施行に伴い、並びに地価税法（平成三年法律第六十九号）別表第一第一号イ及び第九号ロの規定に基づき、地価税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直人**

地価税法施行規則の一部を改正する省令

地価税法施行規則（平成三年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第六十条第一項」を「第七十三条第一項」に、「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第七項第三号中「第二十一条第二号」を「第二十一条第三号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○財務省令第十六号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）及び消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第五十四号）の施行に伴い、並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六十一条及び消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第五十九条第四号の規定に基づき、消費税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直人**

消費税法施行規則の一部を改正する省令

消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第三号中「第九条第七項」を「第九条第八項」に改める。

第十七条第二項中「第三十七条第二項」を「第三十七条第四項」に改め、同項第三号中「第三十七条第四項」を「第三十七条第六項」に改め、同条第三項中「第三十七条第二項」を「第三十七条第四項」に改める。

第十八条中「第五十九条第五号」を「第五十九条第四号」に改める。

第二十六条第五項第五号中「第十二条の二」を「第十二条の二第一項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第十八条の改正規定は、平成二十二年十月一日から施行する。

○財務省令第十七号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十二年政令第五十八号）の施行に伴い、並びに同法附則、同令附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直人**

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条の十一」を「第三十一条の九」に改める。

第一条第三項中「第二条第三項各号」を「第二条第四項各号」に改める。

第三条の十八第一項中「第五条の二第一項第一号イ」を「第五条の二第一項第一号」に、「同号イ」を「同号」に改め、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

法第五条の二第一項第一号に規定する非課税適用申告書（以下この条において「非課税適用申告書」という。）に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第三条の十八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号中「振替国債非課税適用申告書又は振替地方債非課税適用申告書」を「非課税適用申告書」に改め、同項第六号中「振替国債非課税適用申告書又は振替地方債非課税適用申告書」を「非課税適用申告書」に、「第八項第四号」を「第八項第五号」に改め、同条第三項中「及び第五項」を削り、同項第一号中「振替国債特例書類又は同条第五項に規定する振替地方債特例書類」を「特例書類」に改め、「営業所等」の下に「又は法第五条の二第十六項に規定する適格口座管理機関（以下この条において「適格口座管理機関」という。）の営業所等」を加え、同項第二号中「又は第五項」を削り、「振替国債非課税適用申告書又は振替地方債非課税適用申告書」を「非課税適用申告書」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　前号に規定する非居住者又は外国法人に係る施行令第三条第三項に規定する特定振替社債等に係る確認又は特定振替国債等に係る確認を適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長が行う場合には、当該特定国外営業所等の名称及び所在地